

# 令和8年度広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）委託業務実施仕様書

## 1 業務名

広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）委託業務

## 2 本事業の趣旨

本市では、産後の心身共に不安定な時期に、産後ケアを必要とする者を対象に宿泊型や通所型の産後ケアを実施し、育児不安の解消や児童虐待の予防を図ることを目的に産後ケア事業を実施する。

## 3 履行期間

委託契約日から令和9年3月31日まで

## 4 一般的事項

事業の実施は、広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）実施要綱及び広島市妊産婦支援事業補助金交付要綱の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守するものとする。

## 5 委託する業務内容

### (1) 利用予約の受付

広島市から利用承認通知書を受理しているか確認し、広島市の住民であることを確認したうえで、利用予約の受付を行う。

### (2) 特定妊婦等支援が必要な利用者に係る区地域支えあい課との連携及び「広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）受入依頼書」（第4号様式）に基づく、利用者への事前連絡（来所時間や利用希望等の確認）

### (3) 利用者へのサービスの提供内容の説明と同意

### (4) 利用当日の確認

利用者から住所変更の有無を確認するとともに、利用承認通知書（第2号様式）及び利用管理票により、利用者負担額や利用可能日数を確認する。

### (5) 宿泊型または通所型において、次のサービスを提供

ア 母体の体力の回復への支援

イ 産婦の母体管理及び生活面の指導

ウ 乳房管理

エ 沐浴、授乳等の育児指導

オ 乳児の世話、発育・発達のチェック

カ 在宅における子育てや生活の仕方に関する相談及び指導

キ その他必要な育児指導

### (6) 産後ケアの記録

利用者の母子健康手帳の産後ケアのページに記録する。利用者には利用管理票に記入するよう促す。

### (7) 利用者自己負担額の徴収と領収書の発行

### (8) 利用者からの問い合わせ対応

### (9) 利用者からの苦情対応

### (10) 実施報告書の作成と提出

## 6 事業の実施時間

### (1) 宿泊型

実施時間は、0時から24時間を1日とする。入所時間は午前10時、退所時間は午後5時とする。その際、食事は1日当たり3食（入退所日は1日当たり2食）提供することを原則とする。ただし、本事業の利用に係る乳児に対する食事（離乳食等）については、利用者の希望を踏まえ、委託事業者が決定することができるものとする。

なお、利用者の希望を踏まえ、入所時間、退所時間は委託事業者が決定することができるものとする。

### (2) 通所型（1日利用）

実施時間は、原則として午前10時から午後5時までとする。その際、食事は1食提供することを原則とする。ただし、本事業の利用に係る乳児に対する食事（離乳食等）については、利用者の希望を踏まえ、委託事業者が決定することができるものとする。なお、利用者の希望を踏まえ、入所時間、退所時間は委託事業者が決定することができるものとする。

### (3) 通所型（短時間利用）

実施時間は、原則として午前10時から午後5時までの間の3時間程度とする。その際、食事は提供は行わないものとする。

## 7 費用及び利用者自己負担額等

### (1) 宿泊型

#### ア 費用及び利用者負担額等

1日あたりの費用は28,464円とし、利用者自己負担額は次の表のとおりとする。（本事業は非課税事業である。）

なお、令和8年度に限り、広島市妊産婦支援事業補助金交付要綱に基づき、利用者自己負担額の半額を別途補助するため、委託事業者においては、利用者負担額から利用者負担補助額を控除した金額を利用者から徴収すること。

世帯種別	世帯区分	利用者自己負担額 (非課税事業)	利用者自己負担補助額	利用者から 徴収する金額
市民税課税世帯	1	1日につき 5,568円	1日につき 2,784円	1日につき 2,784円
市民税非課税世帯または 生活保護世帯	2	0円	0円	0円

※ 1泊2日の場合は2日とカウントします。

#### イ 多胎の乳児の利用に係る費用の加算

本事業の利用に係る乳児が多胎の場合、発注者は、委託事業者からの請求に基づき、2人目以上の乳児1人につき、1日につき3,000円を支払う。

#### ウ 特定妊婦の利用に係る費用の加算

本事業の利用に係る母親が特定妊婦であった場合、発注者は、委託事業者からの請求に基づき、特定妊婦1人につき、1日につき3,000円を支払う。

#### エ 利用する乳児の兄姉や生後4か月以降の児の受け入れに係る費用の加算

本事業の利用に係る乳児の兄姉を受け入れた場合又は生後4か月以降の児を受け入れた場合、発注者は、委託事業者からの請求に基づき、1日につき6,000円を支払う。

なお、同日に通所型においても兄弟や生後4か月以降の児を受け入れた場合、宿泊型の額を加算する。

**オ 夜間に産後ケアに係る職員配置を2名以上にした施設への加算**

宿泊型において、夜間に産後ケアに係る職員を2名以上職員を配置した施設に対し、発注者は、委託事業者からの報告に基づき、1日につき8,400円を支払う。なお、夜間は18時～8時までとし、配置する職員は保健師、助産師又は看護師のいずれかとする。

**(2) 通所型（1日利用）**

**ア 費用及び利用者負担額等**

1日当たりの費用は14,672円とし、利用者自己負担額は次の表のとおりとする。（本事業は非課税事業である。）

なお、令和8年度に限り、広島市妊産婦支援事業補助金交付要綱に基づき、利用者自己負担額の半額を別途補助するため、委託事業者においては、利用者負担額から利用者負担補助額を控除した金額を利用者から徴収すること。

世帯種別	世帯区分	利用者自己負担額 (非課税事業)	利用者自己負担補助額 (1円未満切り捨て)	利用者から 徴収する金額
市民税課税世帯	1	3,409円	1,704円	1,705円
市民税非課税世帯または 生活保護世帯	2	0円	0円	0円

**イ 多胎の乳児の利用に係る費用の加算**

本事業の利用に係る乳児が多胎の場合、発注者は、委託事業者からの請求に基づき、2人目以上の乳児1人につき、1日につき1,500円を支払う。

**ウ 特定妊婦の利用に係る費用の加算**

本事業の利用に係る母親が特定妊婦であった場合、発注者は、委託事業者からの請求に基づき、特定妊婦1人につき、1日につき1,500円を支払う。

**エ 利用する乳児の兄弟や生後4か月以降の児の受け入れに係る費用の加算**

本事業の利用に係る乳児の兄弟を受け入れた場合又は生後4か月以降の児を受け入れた場合、発注者は、委託事業者からの請求に基づき、1日につき3,000円を支払う。

なお、同日に宿泊型においても兄弟や生後4か月以降の児を受け入れた場合、宿泊型の額を加算する。

**(3) 通所型（短時間利用）**

**ア 費用及び利用者負担額等**

1日当たりの費用は9,426円とし、利用者自己負担額は次の表のとおりとする。（本事業は非課税事業である。）

なお、令和8年度に限り、広島市妊産婦支援事業補助金交付要綱に基づき、利用者自己負担額の半額を別途補助するため、委託事業者においては、利用者負担額から利用者負担補助額を控除した金額を利用者から徴収すること。

世帯種別	世帯区分	利用者自己負担額 (非課税事業)	利用者自己負担補助額 (1円未満切り捨て)	利用者から 徴収する金額
市民税課税世帯	1	2,200円	1,100円	1,100円
市民税非課税世帯または 生活保護世帯	2	0円	0円	0円

#### イ 多胎の乳児の利用に係る費用の加算

本事業の利用に係る乳児が多胎の場合、発注者は、委託事業者からの請求に基づき、2人目以上の乳児1人につき、1日につき1,500円を支払う。

#### ウ 特定妊婦の利用に係る費用の加算

本事業の利用に係る母親が特定妊婦であった場合、発注者は、委託事業者からの請求に基づき、特定妊婦1人につき、1日につき1,500円を支払う。

#### エ 利用する乳児の兄姉や生後4か月以降の児の受け入れに係る費用の加算

本事業の利用に係る乳児の兄姉を受け入れた場合又は生後4か月以降の児を受け入れた場合、発注者は、委託事業者からの請求に基づき、1日につき3,000円を支払う。

なお、同日に宿泊型においても兄姉や生後4か月以降の児を受け入れた場合、宿泊型の額を加算する。

### 8 キャンセル料

利用者からのキャンセルの連絡が利用日の前々日の午後5時までになかった場合には、キャンセルに伴う利用料として、次に定める額を徴収することができる。

利用者の都合により利用変更・中止された場合の利用者負担額		
利用日の前々日の午後5時まで利用変更・中止の連絡があった場合	宿泊型	0円
	通所型（1日利用）	0円
	通所型（短時間利用）	0円
利用日の前々日の午後5時まで連絡がなく、利用変更・中止した場合	宿泊型	5,568円
	通所型（1日利用）	3,409円
	通所型（短時間利用）	2,200円

### 9 報告義務

- (1) 本事業を実施したときはその都度、実施報告書「広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）実施報告書」（第9号様式）を作成し、広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）月別利用報告書（第11号様式）と合わせて翌月の10日まで（3月実施分は3月31日まで）にこども青少年支援部に提出するものとする。なお、必要に応じて、従事報告書（第10号様式）も併せて提出するものとする。
- (2) 委託事業者は業務の運営上、重大な事項が生じた場合は速やかにこども未来局こども青少年支援部に報告するものとする。
- (3) こども未来局こども青少年支援部が必要と認めるときは、業務の実施状況に係る検査、又は必要な資料の提供及び報告、若しくは必要な指示をすることができる。

### 10 委託料の請求及び補助金交付申請・支払

- (1) こども未来局こども青少年支援部は、費用から利用者自己負担額を控除した金額を委託料として、委託事業者から提出された実施報告書に基づき実績払いするものとする。
- (2) 委託事業者は、広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）委託料請求書（第12号様式）を作成し、翌月の15日までにこども未来局こども青少年支援部に提出するものとする。
- (3) 委託事業者は、上記(2)に合わせ、広島市妊産婦支援事業補助金交付要綱第4条第2項に定める広島市妊産婦支援事業補助金交付申請書（別紙様式第1号）をこども未来局こども青少年支援部に提出するものとする。こども未来局こども青少年支援部は、申請内容を審査の上、補助要件を満たし

ているものについて、委託事業者に対して補助金を支払うものとする。

## 11 個人情報の取扱いに関する事項

委託事業者は利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、関係法令を遵守することに加え、広島市個人情報保護条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。

## 12 その他

- (1) 委託事業者が、この仕様書に掲げる事項及び委託業務に対し特に指示した事項について違反したとき又は誠実に履行する見込みがないとこども未来局こども青少年支援部が認めたときは、契約を解除する。
- (2) こども未来局こども青少年支援部が、必要があると認めたときは、業務の実施状況又は必要な資料の提供及び報告、若しくは必要な指示をすることができる。
- (3) 業務担当者に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。
- (4) 別添の安全に関する留意事項に基づき、日頃から緊急時における対応について準備・対策をすること。
- (5) 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務担当者の安全確保に努めること。
- (6) 実施施設の食品衛生、環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- (7) 委託事業者は、事故等の緊急事態に備え、契約後、速やかに本事業に係る損害保険等に加入すること。
- (8) 委託事業者は、責任を持ってサービス提供を行い、サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかにこども未来局こども青少年支援部へ報告し、必要な指示を受けるほか、利用者からサービスに関する苦情等があったときは誠意をもって迅速かつ適切に対応すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合は、その都度、委託事業者とこども未来局こども青少年支援部が協議の上、対応するものとする。

## 安全に関する留意事項

### 1 事故防止及び安全対策

- (1) 児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群（SIDS）予防の観点から、仰向けに寝かせること。
- (2) 窒息事故防止のためにベビーベッド等に寝かせ柵を常に上げておくこと。
- (3) 敷布団・マットレス・枕は固めのものを使うこと。
- (4) 口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かないこと。

### 2 児を預かる場合の留意点

- (1) 児を預かる場合は、短時間であっても児のみの状況とならないよう留意すること。
- (2) 児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的に見視等で呼吸状態を観察すること。
- (3) 別室にて児の預かりを行う場合、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制とすること。
- (4) 宿泊型の場合、勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知し、その時間は預からないこと。
- (5) 乳児用体動センサー利用時も、定期的に見視で確認を行うこと。

### 3 緊急時の対応体制

- (1) 利用者の急変等、緊急時に受入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言を受けることができる体制をあらかじめ確保すること。
- (2) 利用者の急変や非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。
- (3) ケアに従事する職員について、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講すること。

### 4 重大事案等発生時の対応

- (1) 死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事案等が発生した場合は、速やかに委託元（広島市）を通じて国に報告すること。
- (2) 事故発生時においては、原則事案等発生当日（遅くとも翌開庁日）には、事案等発生時報告様式により報告すること。